

官報  
號外

昭和五十年十一月十一日

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開き、午後一時六分開議す。

と存じまして、重ねてお礼申し上げる次第でござります。（拍手）

昭和五十年十一月十一日(火曜日) ○第七十六回国会衆議院會議録 第十三号

日程第一 昭和五十年度における地方交付税及

議事日程 第十一号  
昭和五十年十一月十一日

昌黎縣志

第一 指定税率の特例に関する法律案(内閣提出)  
昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案(内閣提出)

## ○本日の会議に付した案件

で功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件（議長発議）

検査官任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの  
件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同  
意を求めるの件

中央更生保護審査委員会任命に同意を求める件

件

件 漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件  
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件  
労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの

昭和五十年十一月十一日 衆議院会議録第十三号

永年在職議員の表彰の件

検査官任命につき同意を求めるの件等十一件

一一一

1



規制の強化、陸上・海上を通じる一的な防災体制の確立、共同防災組織等の設置指導等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案は委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、石油コンビナート等災害防止法案につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、油濁損害賠償保障法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 油濁損害賠償保障法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 油濁損害賠償保障法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長木部佳昭君。

油濁損害賠償保障法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木部佳昭君登壇〕

○木部佳昭君 ただいま議題となりました油濁損害賠償保障法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一九六九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び一九七一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の内容に沿った国内法を整備するためのものであります。その主な内容は、

第一に、タンカーによる油濁損害について、天災地変等の例外的な免責事由に該当する場合を除き、船舶所有者が無過失賠償責任を負うこと。

第二に、船舶所有者は、その賠償責任について、船舶のトン数に邦貨に換算して約四万八千円を乗じた金額または約五十億円のうちいづれか少ない金額に責任を制限することができるうこと。

第三に、二千トンを超える油を輸送するタンカーについて、責任制限を認められる金額まで船舶所有者の賠償能力が確保されるよう、責任保険契約等の締結を強制すること。

第四に、被害者は、国際基金に対して賠償を受けることができなかつた油濁損害の金額について、最高約八十八億円、国際基金の総会の決定があつた場合には最高約二百十六億円まで補償を求めることができること。

第五に、船舶所有者等は、油濁損害賠償額の支払いの責めに任じた金額のうち、船舶のトン数に約三万六千円を乗じた金額または約三十億円を超える部分の補てんを国際基金に対して求めることができること。

第六に、国際基金の財源として、石油事業者等年間十五万トン以上の海上輸送された油を受け

取った者は、国際基金に拠出金を納付しなければならないこと等であります。

本案は、去る九月二十日本委員会に付託され、本十一月十一日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小淵恵三君 ただいま議題となりました国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、今回の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により政府職員の住居手当の額が改定されたことに伴い、国會議員の秘書の住居手当についても、これと同様の措置が講ぜられるようにしようとするものであります。本年四月一日から適用することといたしております。

本案は、議院運営委員会において起草提出したものです。

何とぞ御賛同くださるようお願ひいたします。

(拍手)

本案は、議院運営委員会において起草提出したことになります。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程します。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 本号を可決するに御異議ありませんか。

〔小淵恵三君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

〔木部佳昭君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

理事小淵恵三君。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

法律案の趣旨を御説明申し上げます。すでに昭和五十年度補正予算において明らかにいたしておりますが、本年度におきましては、租税及び印紙収入並びに専売納付金が、当初予算に比べ大幅に減少するものと見込まれる状況にあります。

一方、現在の経済情勢のもとにおきましては、景気回復の機動力として有効需要の造出に寄与する財政支出に多大の期待が寄せられているところであります。

内外の経済情勢及び現時点の財政に課せられた重大な役割りを考えますと、現在の状況のもとにおきましては、大幅な歳出の削減や一般的な増税を行ふことも適当とは考えられません。このため、昭和五十年度の財政運営はきわめて困難な状況に直面しているわけあります。

もとより政府といつしましては、一般行政経費等の節減、金融機関等の貸し倒れ引当金の繰り入れ限度額の引き下げなど、歳入、歳出両面にわたり、現在の状況のもとにおいてできる限りの見直しを行い、また、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債の追加発行を行うこととしておりますが、それでもなお租税収入等の減少による歳入の不足を補うことは、残念ながらとうてい不可能な状況にあります。

このため、昭和五十年度の特例措置として、財政法の規定による公債の発行のほかに、補正予算で見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため、国会の議決を経た金額の範囲内で、特別公債を発行できることとする法律案を提案するものであります。

財政の健全性を保つことは、国民生活の向上と経済の安定的成長の基盤であり、特別公債に依存した財政は、申すまでもなく財政本来のあるべき姿でないと考えております。特別公債に依存しない堅実な財政にできるだけ早く復帰するようあらゆる努力を傾注してまいることは、今後の財政運営の基本であると考えております。

以上、昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

#### 昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。松浦利尚君。

〔松浦利尚君登壇〕  
○松浦利尚君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案のありました昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案について、反対の立場から幾つかの問題点を指摘し、政府の明確な答弁を求めます。(拍手)

その前に、政府が二兆二千九百億の赤字公債を発行しなければならない事態になりながらも、なほ國民に対して経済見通し、政策の誤りを反省する気持ちのないことを、大変遺憾に思います。

昨年、一昨年の急激な物価上昇に関して、政府には全く責任がなく、また、今回の不況が長期にわたったことにも責任がないとする政府、三木総理の姿に、国民は失望を通り越して、失笑すら感じています。政府は、肝心の経済が国民のため望ましい方向に進むと宣伝はするが、そのときどきにスケープゴートをつくり上げて、そのせいにしておくやり方に国民は苦しめられ続けてきたのであります。

昭和四十八年以来の狂乱物価、インフレが、石油危機、食糧危機に便乗した大手商社を始めとする大企業の独占的地位を利用して投機活動によつてもたらされ、いまインフレを克服するとして、戦後最大の不況という代償を国民は払わされています。加えて、本年の春闘にこだわった三木内閣の姿勢が、よけいに政策転換のテンポをおくらせてしまつたことは否定できません。

現に、昭和五十年度予算の裏づけとなる主要経

濟指標は、昭和五十年度名目成長率は対前年度比一五・九%、実質成長率四・三%程度とし、物価については卸売物価年度上昇率七・七%，消費者物価年度上昇率九・九%等を挙げていますが、消費者物価目標を除くほかは、ことごとく補正予算案提出とともに改正せざるを得ない情勢をつくり出していましたではありませんか。

その結果、いままた厳しい現実として巨額の赤字公債発行という形で国民にツケが回ってきました。このことは、過去の対応策が適切でなかったことを示す重大な結果なのであります。

三木総理、あなたは政府自身の経済見通しを誤った結果が、後世代の国民の負担増大につながる巨額の赤字公債の発行につながった今日でも、なお反省する気持ちの一毛だないと断言されま

すか。多弁を弄せず、反省している、いない、あなたはそのいずれを国民に対する答弁として選ばれるのか、しかと承りたいと存じます。(拍手)

さらに、四十九年十二月二十五日、経済審議会計画推進委員会から出された「経済社会基本計画」(ナローラップ) 昭和四十九年度報告書は「物価目標を早期に達成するため引締政策を強化するとすれば、一桁台物価上昇率の目標はかなり早く達成することができようが、雇用情勢の悪化や倒産の続発といった経済社会の混乱が著しくなることが予想され、また投資意欲も冷えきり、中期的潜在成長能力を設備能力の面から大幅に引き下げてしまふおそれなし」としない。(また、この逆の場合をも

指摘しながら、極端な政策を避けたため、「急激な調整を抑制策による調整によって短期間に物価を安定させようとする」ところには問題があり、調整期間の長さについて多少余裕をもつて考えておくことも必要」だと指摘をしておるのであります。(拍手)

また、昭和四十二年度にまとめられた財政制度審議会の答申は、公債依存率は五%以下に引き下げるなどを目標とすべきだとしていますが、あなたは望ましい依存率は何%だと思っておられるのですか。また、その目標を達成させる方針は、いつわれわれに明らかになさるのか、承りたいと存ずるのであります。

いたたま

現行財政法は、第四条第一項において、「国の

と経済運営の基本的態度」は、仮谷発言ではあります。しかし、いいかげんな政府の指標だったのですか。経済担当副総理からもぜひお聞かせをいただきたいと存じます。

また、從来から大蔵大臣は、国債の利払い債還が財政硬直化をもたらす一因となつてきましたと強調し、国債整理基金特会は五十年度三兆八千億に上り、歳相自身、五十年度予算では国債の発行を極力抑え、当初予算に対する依存率を前年比一二・六%から九・四%まで低下させたと財政演説で述べておられます。それだけに、あなたは、建設国債の枠を超えて赤字公債を発行し、公債依存率を二六・三%にも高められることは耐えられないは

ずであります。

あなたは四月十五日、すでに歳入欠陥を予知して非常事態宣言を発しておられます。五十年度予算審議の段階では野党の質問にも言を左右して前未聞の税収見込み違いから、巨額の赤字公債発行に踏み切らざるを得ない大蔵大臣としての財政運営の責任はないのですか。あなたからも責任の所在を明らかにしていただきたいと存じます。

また、私は、このことは、ひとり大平大蔵大臣の責任というより、三木内閣全体の責任だと思うのですが、財政担当の大蔵大臣からも明確にお答えいただきたいと思うのであります。

歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」としているところ、本来、建設公債自体も例外規定なのでありますが、今日までの経過を見ますと、実質的に例外のはずの赤字公債であっても、公共事業費の範囲内であれば建設公債として発行してきたわけでありまして、建設公債と赤字公債との区別は、名称だけで、実質的に変わりはないと思いますが、大蔵大臣の方をお聞かせいただきたいと存じます。

同時に、今後低成長下で歳入が大幅に減少することが予想され、財政を從来と同じ発想で運営するならば、赤字公債はますます累積することは間違いないと思います。現在の公債発行残高は、十兆に達しました。一度予算に組み込まれた公債は、麻薬のように予算からはずせず、七月二十一日の財政審中間報告を待つまでもなく、五十五年

度末の普通国債残高は、およそ四十兆から六十一兆に達することも予想されると言われております。

このような多額の国債発行は、財政の健全性と

度を失わしめるばかりでなく、わが国経済に大きなインフレ要因を持ち込むことになると考えざるを得ません。したがって、特定財源の一般財源への振りかえや、好況のときの増収を景気調整準備金としてブルーするなど、財政運営を抜本的に改める必要があると存じますが、大臣のお考え方をお尋ねをいたします。

また、建設公債自体も、今まで安易に発行され過ぎたのではないでしょうか。この際、建設公債のあり方についても、将来のために検討してお

く必要があると思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

さらに、悪性インフレ防止の意味で、財政法第五条は日銀による公債の引き受けを禁止していま

すが、現実的には、発行後一年を経た公債は、日

銀の買いオペレーションの対象となり、間接的な

日銀引き受けの抜け道をつくり出しています。

銀行の買いオペ機能を活用すれば、大量発行を合法的

にスムーズにできる道を開くことになりはしな

いでしょうか。現に大蔵省は、金融機関の手持ち

公債を日銀に買い上げさせ、市中金融機関に余裕

を持たせる方法をとりつあると聞きますが、事

実ですか。事実とすれば、日銀直接引き受けと同

じことになりはしないのか。通貨膨張、インフレ

の危険はないのか。また、本年だけはという気持ちが、結果的に将来にわたって便乗的な歳出増をも要求する赤字公債乱発という重大な禍根を残

しましないか。そのため、日銀買いオペについ

て一層の法律的制約を厳しくする方針はないの

か、お尋ねをいたします。

また、日銀の買いオペ機能によらずして、十一

月以後毎月六千億近くの公債を市中消化すること

はそう簡単ではないと思いますが、どのような方

法を考えているのですか。また、金融市場に圧迫

が加わり、本来の業務である企業や個人に対する

融資をあやすばかりか、公社債市場では金融

債、事業債の増発は不可能になりはしないか。ま

た、地方債計画四兆二千億及び特別会計債等の消

化が困難になり、地方自治体行政を阻害しはしな

いか。また、國債とともに地方債、政保債を含め

た公債発行のルールをこの際確立しなければな

らないと思いますが、大蔵、自治両大臣から明ら

かにしていただきたいと存じます。

また、あなたが大蔵大臣当時の昭和四十年、初

めに赤字公債発行にわが国は戦後踏み切ったので

あります。赤字公債発行は、対前年比四・六兆程度の物価が六・

四%に上昇し、物価引き上げに一役買ったことを

記憶しておるのでありますが、今回も物価上昇の一因となりはしないのか、お聞かせいただきたい

と存します。

いずれにいたしましても、補正後は国債発行残

高約十六兆と、税収の十七兆とほぼ変わらないものになり、日本の財政は、借金財政という底なしの沼に足を引きずり込まれかねない情勢にあります。いま大切なことは、第一に、財政支出の削減と再検討が必要だということです。公共事業費は、産業基盤投資の整理と抑制、防衛費の思い切った削減、また、予算の三分の一を占めてい各種補助金を整理する方針はないのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

第二に、わが党の赤松、武藤代議士の代表質問

にも示したとおり、この際、税制を思い切って抜

本的に改める必要があるということになります。

年度内増税が可能な政令部分を、なぜ大蔵大臣

は断行しなかつたのですか。九月、十月か

ら、わずかに千分の〇・五ずつ引き下げはいたし

ましたが、貸し倒れ引当金繰り入れ千分の十の積

み立てから千分の五に変更する課税や、減価償却

はやらなかつたのですか。予算通過後に、税収不

足が非常事態宣言を発しなければならないぐらい

明瞭かであったにかかわらず、なぜ手をつけな

かつたのでありますか。手をつけなかつた理由だけ

国民の前に明らかにしていただきたいと存ずる

のであります。(拍手)

一方、税制改正の方向として租税特別措置法の

見直し、利子配当優遇を改めて総合課税に、法人

所有の土地評価益税、富裕税の新設を断行する気

持ちはありませんか。

また、新財源として、大衆課税強化になる付加

価値税を意図しているといううわさがあります

が、事実なのか、これまでお尋ねをいたします。

同時に、本年の地方財政の混乱から見ても、福

祉財政充実の観点から見ても、地方財政の拡充が

重要であります。五十一年以降、自主課税権の強

化、制限税率の撤廃なし幅の拡大、交付税率の

引き上げ等、地方自治体の自主的な決定が行われる保証を与えるべきだと思うのであります。五

十三年からと見えます。

八

の機会に従来の財政運営を改めて見直し、再検討することが、現下の財政危機を克服するためにも、さらには、今後に予想される安定成長下で財政が国民の負託に適切にこたえていくためにも、強く求められていると指摘をしています。

いまこそ、財政支出の効率的使用という立場から、支出の洗い直しや所得税の不公平、大企業優遇税制の是正による增收などを直ちにやるべきだと思います。今後の財政がどのような構造をとるかなどを明確にさせていくためにも、三年ないし五年の中長期財政計画を策定する必要があると思うのであります。ですが、三木総理の御見解を求めたいと存じま

荷を軽くする手軽な手段として、将来政府が借金に苦しんだあれば、財政を膨張させながらインフレを進めていくという誘惑に駆られないという保證はないであります。

最後に、「過ちて改めざる、」これを過ちと言う、という言葉を政府・自民党に献じて、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

第一番は、この大量国債の発行は財政経済政策を政府が誤った結果ではないか、こういう責任はどうするのかというお話をございましたが、政府は経済政策については絶えず反省は加えます。しかし、今回の場合、大筋において政府の経済

政策が誤つておったとは考へないのでございま  
す。御承知のことく、三木内閣が成立をいたしま  
したときは、もう卸売もあるいは消費者物価も異常  
な値上がりの中にあつて、それをそのままにして  
おいたのでは、日本の健全な経済の運営というも  
のは破綻に瀕することは明らかでございます。し  
たがつて、やはり経済政策は、インフレと不況を  
両方とも解決をすると、いうことが経済政策である  
ことは御指摘のとおりでござりますが、しかし、  
そのときの経済状態によって、どこに重点を置く  
かということは、おのずからその経済情勢による  
わけでござります。

予算編成の基礎となるような中期計画をこの段階でつくることは容易ではございません。しかし、お話しの点については、今後の研究の課題であることは申しますでもございません。

り物価を抑えなければいかぬということで、物価の安定に経済政策の重点を置いた。その結果、物価も鎮静の傾向に入り、そこで本格的な景気対策に乗り出したというこの経済運営の大筋は誤ったとは思つてないわけでござります。その結果、いまは世界の景気も非常に悪く、また日本におきましても、第一次、第二次、第三次と景気対策を講じ

でじましたけれども、景気の回復は非常に遅くなつた。そういうことで今回の景気対策もとつたわけですが、この巨額の税収不足が生じたことは事実でございますので、一日も早く安定した適正な経済成長を持っていくよう努力をいたしますとともに、特別公債に依存しない財政の実現することに全力を尽くしたいという考え方でございます。

今後の財政がどのような構造をとるか、中期経済計画のようなものをつくる必要があるのでないかというお話をございます。

予算編成の基礎となるような中期計画をこの段階でつくることは容易ではございません。しかし、お話しの点については、今後の研究の課題であることは申しまでもございません。

第三点は、この大量な国債発行はインフレをまた逆戻りさせるのではないかという御指摘でございます。

松浦君御指摘のよう、国債に依存する財政はえてして安易に流れやすいことは、これは御指摘のとおりでございます。政府としては、なるべく早い時期に特別国債に依存しないような財政にますために全力を挙げたいと思っております。そのためには、財政全体の規模を経済全体とのバランスのとれたものにして、過大にならないようになります。歳出の内容についても厳しい選択をいたす所存でございます。また、公債についても市中消化を図るよう、この原則というものは堅持する覚悟でございます。そして、節度ある財政運営を行ない、この大量な公債発行がインフレを招かないよう、最善の努力をいたす覚悟でございます。

二刀流の構えでなければならぬ。このインフレが燃え盛る、そういうときにおきましては、起き腕の方でインフレを断ち切る、しかし、左手では常に備えなければならぬ、逆に、いまインフレが鎮静しつつある、そういう段階にありますれば、起き腕で今度は景気の方を支える、さような役目を持たせなければならぬ、かように考えておるのであります。

昭和五十年度の経済見通しでは、お話しのように、成長率におきましては実質四・三%、それから消費者物価につきましては九・九%、そういう目標を立てたわけであります、ただいま申し上げましたような姿勢のもと、これらの指標はどういうふうになってきておるか、消費者物価九・九という目標は着実に実現される過程にある、私はそういうふうに判断しております。また、この「フォローアップ」で指摘しておる国際収支、これもやや改善をされておる、こういう状態にあります。

ただ、景気の側面、この景気の回復がはなはだ緩やかな調子である。この点は、見通しと非常に違った結果になってきております。

これは、とにかくいま世界じゅうが非常な混迷状態、停滞の状態です。そういう中におきまして、わが国だけがというわけにもまらない。実質四・三を二・二ぐらいに改正しなければならぬと思いまして、そういうふうな見通しでございますが、しかし、世界じゅうが、先進諸国ですが、これが全部ことしは恐らくマイナス成長になるだろう、そういう中におきまして、わが国がひとりとにかくプラス成長であるという点も篤と御理解を願いたい。

しかし、とにかくこの成長の速度だけが見通しと大いに狂つてきたという点につきましては、私も率直にこれは認めます。これはもう残念で残念極まりません。はなはだこれを遺憾とします。問題でたまらぬ。はなはだこれで後悔とします。問題は今後にある。御承知のように、全力を尽くして下半期年率六%成長を実現をいたしたい、かよ



まして、意外にこれが成績が芳ばしくなかったわけでございます。わが国におきましては、郵便貯金制度自体が一つの貯蓄公債的な機能を持つておるわけでございますので、いま直ちにそういう制度を導入しようという考えは、目下、政府は持っております。

それから、一般会計が明年度以降赤字公債をどうするかということになると、その展望を言えということでございます。

実は大変むずかしいこれは御質問でございまして、五十一年度の予算がいま検討に入つたばかりでございまして、五十一年度自体がまだ展望が明らかでないわけでございます。

ただ、私の感じで申し上げられることは、ただいまの景気回復の足取りから申しまして、多くの歳入を期待することはなかなかむずかしいと思いまするし、経済の状況がこういう状況であります場合に、歳入歳出に大きなたたかれるうというような時期であるとは考えられませんので、明年も相当巨額の公債をお願いしなければならないのではないかという展望は持つておりますけれども、金額がどの程度になりますか、まだ申し上げる自信を持っていないわけでございまして、しばらく時間の余裕を与えていただきたいと思います。

それから、国债の償還計画についてのお尋ねでございます。

この償還計画というのは、松浦さんのおっしゃる意味は、償還財源を國債整理基金に毎年積んでいくんだが、そのもくろみはどうかというお尋ねであります。これは、特例公債は全部発行が終りました段階で、それから本格的に一般会計の予算から整理基金特別会計予算に財源を繰り入れることを考えるわけでございまして、いま、いつ特例公債が発行となるかまだ見当がつきかねておるわけでございますので、計画らしい計画をいま立てることは、私は非常に至難なことと考えておるわけで

ございます。

しかしながら、これは異例な公債でございますので、できるだけ早く償還しなければならぬと考えておりまして、十年満期の公債を出すことにして、途中の借りかえは許さない、六十年に全部完済するという決意で当たつておりますことは、予算委員会でも繰り返し御説明申し上げたとおりでございます。

次の問題は、こういうときであるから、防衛費あるいは公共事業費等について、思い切った節減を考えるべきでないかという御指摘でございました。こういう時期でございまして、私ども、あらゆる費目について節減を考えいただきなければなりません時期だと考えておりますが、防衛費とか公共事業費だけをねらい撃ちするということは適切ではないと考えております。

それから、税制改革でございますが、これは毎年毎年税制調査会の審議を経まして国会に御審議をいただいておるわけでござります。ことしも土地譲渡益でござりますとか、あるいは利子配当の選択税率でござりますとか、そういった点の改正はお願いをいたしたわけでございまして、毎年毎年、特別措置を中心いたしまして見直しを続けておるわけでござります。しかしながら、こういう時期でございまして、政府としては、毎年見直しをしてきたものでござりますけれども、なお一層彫りの深い検討、見直しをことはやはり遅げなければならぬと決意をいたしておるわけでございまして、税制調査会に、そういうラインでいま真剣な御討議をお願いしているところでございます。

土地再評価税、富裕税、付加価値税、そういうものを、いま政府は直ちに取り入れる考えは持つておりますけれども、税制調査会でどのように御検討いただきますか、いま税制調査会にお願いしておりますことは、特別措置の徹底的な洗い直しと、それから、課税負担をどのような率にする

のが適切かという点まで御質問を申し上げておるわけでございます。まだ具体的な税目につきましての御検討はこれから後でござりますが、そちらの結果、地方税に大きな影響がある、しかもまた、公債を多額に発行いたしまして、政府においで相手な収入といいますか財源があつたのでござりますので、そこで税率の引き上げということが行われたのでござりますが、今年度におきましては、御案内のように、國の方も非常な赤字でございまして、税収が二六、七%も減るというようなときでござりますから、今回はこれは困難でございます。

最後に、地方の自主税源の問題についての御質問でございました。

地方の経済力に凹凸がある今日でございまして、これが余り不均衡にならぬように、そして、このことと中央の税源との間の調整に大きな支障がないように配慮しながら、地方の自主税源につきましては、自治省と相談しながら真剣な検討を続けておるつもりでございまして、以上、御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 松浦さんにお答え申し上げます。

地方の歳出債を今度は八千億円ばかり募集いたしましたので、それが中小企業に影響を与えることがないかというような御質問と思うのであります。が、確かに担保不適格債でありますからして、なかなかこれの応募が困難であるというような事情が出ましたときには、ただいま大蔵大臣からもお触れになりましたけれども、自治省へ連絡があれば、直ちに大蔵省と連絡をとつてそのようなことがないよう、すなわち、応募してもらつて、いかない。特に、今度のような國、地方を通じて非常に財政が苦しいときでござりますので、来年の秋にはこの問題を真剣に検討して、五十二年度の税収その他の点をよくにらみ合わせて、われわれとしてはこの問題を考慮いたさなければならぬと考えておる次第でござります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

そこで、五十一年度はどうするのか、こういうことでござりますが、この点につきましては、地方税法第六条を適用するということに相なります

といふと、五十一年度はあるいは赤字が出るといつても、必ずしもこれを実行するわけにはいかない。特に、今度のような國、地方を通じて非常に財政が苦しいときでござりますので、来年の秋にはこの問題を真剣に検討して、五十二年度の税収その他の点をよくにらみ合わせて、われわれとしてはこの問題を考慮いたさなければならぬと考えておる次第でござります。

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

そこで、五十一年度はどうするのか、こういうことでござりますが、この点につきましては、地方税法第六条を適用するということに相なります

出 席 国 務 大 臣

内閣総理大臣 三木 武夫君  
法務大臣 稲葉 修君  
大蔵大臣 大平 正芳君  
厚生大臣 田中 正巳君



地方行政委員		辞职		補欠	
亀山	孝一君	木村武千代君	高橋佐近四郎君	塩谷	一夫君
永山	忠則君	唐沢俊二郎君	永山	忠則君	唐沢俊二郎君
保岡	興治君	稻村佐近四郎君	木村武千代君	保岡	興治君
綿貫	民輔君	唐沢俊二郎君	稻村佐近四郎君	亀山	孝一君
社会労働委員	辞职	小林 正巳君	亀山 孝一君	塩谷	一夫君
		高橋 千寿君	永山 忠則君		
		亀山 孝一君	小林 正巳君		
		永山 忠則君	高橋 千寿君		
(特別委員辞职及び補欠選任)	辞职	小瀬 恵三君	三枝 三郎君		
一、去る五日、議長において、次とのおり特別委員の辞职を許可し、その補欠を指名した。	補欠	吉川 久衛君	井上 泉君		
災害対策特別委員	補欠	渡辺美智雄君	井上 泉君		
一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞职を許可し、その補欠を指名した。	辞职	阪上安太郎君	吉川 久衛君		
		辻原 弘市君	三浦 久君		
		吉川 久衛君	佐藤 敬治君		
		井上 泉君	山原健二郎君		
		佐藤 敬治君	阪上安太郎君		
		辻原 弘市君			

渡辺美智雄君	水野 清君
阪上安太郎君	大柴 滋夫君
辻原 弘市君	安井 吉典君
山本弥之助君	横路 孝弘君
山原健二郎君	多田 光雄君
廣沢 直樹君	鈴切 康雄君
多田 光雄君	米原 稔君
米原 稔君	水野 清君
水野 清君	大柴 滋夫君
大柴 滋夫君	安井 吉典君
安井 吉典君	横路 孝弘君
横路 孝弘君	多田 光雄君
栗田 翠君	鈴切 康雄君
鈴切 康雄君	米原 稔君
小宮 武喜君	稻富 稔人君
(議案提出)	補欠
一、去る十月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。
地方交付税法の一部を改正する法律案（井岡大治君外八名提出）	地方交付税法の一部を改正する法律案（井岡大治君外八名提出）
一、今十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	一、今十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
(議案付託)	(議案付託)
一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方交付税法の一部を改正する法律案（井岡大治君外八名提出、衆法第三号）	地方交付税法の一部を改正する法律案（井岡大治君外八名提出、衆法第三号）
地方行政委員会　付託	地方行政委員会　付託
(議案送付)	(議案送付)
一、去る十月三十一日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。	一、去る十月三十一日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。
昭和十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等	昭和十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
一、去る一日 予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。  
地方交付税法の一部を改正する法律案（井岡大治君外八名提出）  
(議案通知書受領)

の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における公・企・業・体・職・員・等  
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金  
の額の改定に関する法律及び公・企・業・体・職・員・等  
共済組合法の一部を改正する法律案  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正  
する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際  
海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律案  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案  
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正  
する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する  
法律案  
**(調査要求承認)**  
一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要  
求に対し、議長は去る十月三十一日これを承認  
した。

国政調査承認要求書  
一、調査する事項  
一、裁判所の司法行政に関する事項  
二、法務行政及び検察行政に関する事項  
三、国内治安及び人権擁護に関する事項  
二、調査の目的  
一、大蔵省は、昌運工作所の株式を取得した経過  
について、次のとおり質問いたしたい。  
一大蔵省は、昌運工作所の株式を取得した経過  
について、次のとおり質問いたしたい。  
一、相続税を物納する場合の法令根拠並びに物納  
に当つての行政指導及び取扱関係通達を明らか  
にされたい。  
一、昌運工作所並びにヤンマー・ディーゼル株式会社  
に対する政府関係機関からの天下りの実態を明  
らかにされたい。  
一大蔵省は、昌運工作所の株式を所有してから  
現在までの株主総会への出席状況並びに各決算  
期の議案の内容とそれに対する対応及び発言の  
内容を明らかにされたい。  
一、昭和四十一年以降各期毎に、昌運工作所が受  
領した金額並びに大蔵省が配当金を受領  
した金額とその処理状況を明らかにされたい。  
四、調査の期間  
一本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆  
議院規則第九十四条规定により承認を求める。

昭和五十年十月三十一日

法務委員長 小宮山重四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員久保田鶴松君提出昌運工作所の労使  
紛争に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員渡辺武三君提出会社更生法適用に伴  
い発生する社会的不公正の是正措置に関する質  
問に対する答弁書

昌運工作所の労使紛争に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和五十年十月二十五日

提出者 久保田鶴松

衆議院議長 前尾繁三郎殿

別 表

#### 各決算期の議案内容及びそれに対する賛否の状況

第 55 回 50. 5.30	原案どおり賛成	第 2 号議案 定款一部変更の件（本店所在地変更の件）
		第 3 号議案 取締役 11 名任期満了につき取締役 11 名選任の件
		第 4 号議案 監査役 2 名任期満了につき監査役 2 名選任の件
		第 5 号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件
		第 6 号議案 役員報酬改定の件
		第 1 号議案 第 55 期（自 49. 4. 1 至 50. 3. 31）営業報告書、貸借対照表、損益計算書 及び損失処理案承認の件
		第 2 号議案 定款一部変更の件
		第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

これら国への配当金は、一般会計歳入として取納している。

一大蔵大臣が株式会社昌運工作所の筆頭株主となつてはいるが、物納財産であるという本件株式の取得の経緯からして、國は、会社經營に関する指導は一切行つてない。

株式会社昌運工作所における合理化計画案については、発表前に大蔵省近畿財務局に連絡があつたが、それは、簡単な報告を受けたにとどまり、同財務局が相談を受け、又は指導を求められたというものではない。

株式会社昌運工作所の合理化問題をめぐる労使間の紛争については、政府としては、中立的立場をとるべきであると考えている。

物納された株式については、經濟の実勢、証券市場の動向、当該企業の業績等の諸条件を考慮しながら、國に最も有利な形で処分することとしている。株式会社昌運工作所の株式についても同様である。

山岡康人の死亡に伴い課された相続税は、その半ば以上が金銭により納付され、その残額について株式会社昌運工作所の株式による物納の申請がされたものであるが、この残額の納付については、金銭で納付することが困難であり、かつ、他の物納に充てることができる適当な財産がなかつたので、当該物納を認めることとしたものである。

なお、物納された株式は、原則として収納価格を十パーセント以上上回った場合に処分することとしている。ただし、この水準に達しない場合であつても諸般の条件を考慮して早急に処分する方が有利であると判断されたものについてはその段階で処分することとしている。本件株式については、昭和四十七年に数日この水準を上回つたことがあつたが、それは一時的なものであつて、間もなく収納価格が相当下回つたため、ついに処分するに至らないまま現在まで所有しているものである。

これらは、前項で述べたとおり

今後の方針については、前項で述べたとおりである。

一 國は株式会社昌運工作所の労働者を雇用しているものではないので、政府としては、總評全國金属労働組合昌運工作所大阪工場支部等からの団体交渉の申入れに応じなければならぬものとは考えていない。

右答弁する。

会社更生法適用に伴い発生する社会的不公正の是正措置に関する質問主意書

昭和五十年十月二十七日

提出者 渡辺 武三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

会社更生法適用に伴い発生する社会的不公正の是正措置に関する質問主意書

近時、企業の経営破たん対策として会社更生法が多用される傾向にあるが、更生会社をめぐつて

次のような社会的不公正の事例が見られるので、これが是正措置に関する質問主意書

一 更生会社は、一定期間、債務がたな上げになり、金利も税金も払わなくてすむので、金利負担や税金負担の重圧に苦しむ同業他社に比べて、競争上極めて有利な地位に立つことができる。

したがつて、更生会社は、この競争上の有利

な地位を利用して、製品の低価販売を行うことにより、同業他社の経営を著しく圧迫している事例が見られる。

会社更生法の目的は企業の維持更生を図ることにあるが、このような社会的不公正の発生を是認する趣旨のものとは考えられないもので、低価販売が市場価格に比べ不当とならないよう、

何らかの是正措置を講すべきではないか。

二 更正会社の財産の価額は、一般に企業継続価値により評定されるが、例えば積極財産が消滅

財産より多いような場合、固定資産特に土地の値上がりに伴い、更生会社が更生後に焼け太り利益を上げることを要するので、更生会社が

になるような事例が見られる。

このような社会的不公正は許すべきではないと考えられるので、土地の値上がりによる売却益については、これを被害を受けた旧債権者に對し出世払いができるよう、更生計画に記載させる等の是正措置を講すべきではないか。

三 更生計画においては、更生担保権者及び更生債権者が更生会社の損失を分担してその権利を縮減されるため、これに応じて株主に對しても九〇パーセント以上の減資が行われるが通例である。

したがつて、この減資によつて株価は低落するはずであるが、更生後の営業実績が割合といふということになれば、更生後の値上がり益を期待できるので、この株式が投機買いの一つの対象になることがある。そこで一部の者がこの株式を買い集めて、後日巨額の売却益を掌中に収めている事例が見られる。

このような社会的不公正は放置しがたいと考えられるので、例えばこのような株式の買取機関を設けて、その株式の売却益を被害を受けた旧債権者に対し出世払いができるよう、何らかの措置を講すべきではないか。

右質問する。

昭和五十年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議員渡辺武三君提出会社更生法適用に伴い発生する社会的不公正の是正措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員渡辺武三君提出会社更生法適用に伴い発生する社会的不公正の是正措置に関する質問に対する答弁書

その製品を市場価額より著しく低廉な価額で販売するということは、当該企業の再建を目的とする会社更生法の建前にも反するし、また、更生債権者等の不利益にもなるので、管財人がそのまま業務執行を行うことはないものと考える。

計画の遂行に支障を來すものとすれば、それは、裁判所による管財人に対する監督権の行使により是正され得るものであると考える。

更生計画においては、その作成時点で予想される不動産の売却益を基準として弁済条項が定められるが、更生計画作成時において予想された額を超える収益金が生じたときは、原則として、繰上弁済又は追加弁済等の方法により、その超過収益金の分配がなされるべきものである。

ちなみに裁判所の実務も更生計画において、あらかじめ超過収益についての線上弁済条項等が定められるのが通例であると聞いていた。

更生会社の株式については、減資率が九〇パーセント以上になるのが通例であり、過大の売却益を得ることは一般には期待できず、御指摘のような投機買いは通常は考えられないところであるから、仮に投機買いがあるとしても、その弊害を是正する措置として、御指摘のような更生会社の株式のみを買い取る特殊な機関を設けることは適当でないと考える。

（答弁通知書等）  
去る四日、内閣から、衆議院議員竹内猛君提出成田空港の航空燃料暫定輸送計画に係る閣議決定等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するた

昭和五十年十一月十一日 衆議院会議録第十三号

朗読を省略した議長の報告 昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案及び同報告書

三四六

道府県		地方団体		種類		経費の種類		測定単位		単位費用	
一 警察費		二 土木費		三 教育費		四 その他の教育費		人口		一人につき	
1 道路構り より費	(1) 経常経費	1 小学校費	(1) 経常経費	1 人口	千平方メートルにつき	1 二八、〇〇〇	1 二八、〇〇〇	1 二八、〇〇〇	1 二八、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇円	三、八五〇、〇〇〇円
2 河川費	(2) 投資的経費	2 中学校費	(2) 投資的経費	2 人口	道路の面積	道路の延長	河川の延長	河川の延長	河川の延長	一千メートルにつき	一、八五六、〇〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	3 高等学校費	(2) 投資的経費	3 人口	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	三九、三〇〇
4 その他 土木費	(1) 経常経費	4 教職員数	(2) 投資的経費	4 人口	延長海岸保全施設の	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一一〇、三〇〇	一一〇、三〇〇
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一、二九〇	一、二九〇
人口	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一一一	一一一	一一一	一、二九〇	一、二九〇
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	五六〇	五六〇	五六〇	一、二九〇	一、二九〇
人口	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一、九九一、〇〇〇	一、九九一、〇〇〇	一、九九一、〇〇〇	三、五六六、〇〇〇	三、五六六、〇〇〇
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	二二七、一〇〇	二二七、一〇〇
人口	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇
生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇
人口	教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	一人につき	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇	一一一、一〇〇



昭和五十年十一月十一日 衆議院会議録第十三号 昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案及び同報告書案

七 災害復旧費	(2) 経費 投資的	(1) 諸費 経常経	六 政費	五 産業經濟費	四 消費 経常經	三 費 保健衛生	二 (1) 費 投資的	一 (2) 費 経常的
災害復旧事業 の財源に充て るため發行を許 可する	面積	人口	市町村税の税額	農家数	人口	人口	人口	人口
面積	人口	世帯数	林業、水産業及 び鉱業の從業者 数	農家数	人口	失業者数	人口	人口
人口	世帯数	1 戸籍住民 基本台帳費	1 徵稅費	3 その他の 費	2 商工行政 経常経 費	1 農業行政 経常経 費	5 産業經濟費	4 消費 経常經
面積	人口	3 その他の 費	2 費	3 その他の 産業經濟費	2 費	1 費	5 産業經濟費	4 消費 経常經
面積	人口	(1) 経常的 投資的	(2) 経常的 投資的	(1) 経常的 投資的	(2) 経常的 投資的	(1) 経常的 投資的	(2) 経常的 投資的	(1) 経常的 投資的
千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき
千円につき	千円につき	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	七七五	二九〇	二二八	二二八	二二八
一	一	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
一	一	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇
一	一	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
一	一	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇
一	一	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四
一	一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

年 度	控 除	額
	度 額に 係るも の	その 他 の も の
昭和五十二年度	百二十四億円	昭和四十八年度分等の借入金限 度額に係るもの
昭和五十三年度	四百七十億円	昭和四十八年度分等の借入金限 度額に係るもの
昭和五十四年度	五百三十六億円	昭和四十八年度分等の借入金限 度額に係るもの
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円	昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九 十九億八千万円を加算した額、昭和五十二年度 から昭和五十九年度までの各年度分にあつては、
昭和五十六年度	一千二百九十億円	昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九 十九億八千万円を加算した額からに、「當 下欄に掲げる金額」を「當該下欄に掲げる控 額」に改め、同項の表を次のように改める。
昭和五十七年度	一千三百四十億円	
昭和五十八年度	一千六百十億円	
昭和五十九年度	一千八百十億円	

(昭和五十一年度における地方債の特徴)  
第二条 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、  
地方税の減収により、地方財政法（昭和二十三  
年法律第百九号）第五条第一項ただし書の規定  
によつて地方債を起こしても、なお適正な財政  
運営を行つにつき必要とされる財源に不足を生  
ずると認められる場合には、その不足額に充て  
るため、同条の規定にかかわらず、地方債を起  
こすことができる。

附  
則

卷之三

この法律は公布の日から施行する

卷之三

北方交響樂の一音をめの上に改正す

明治第十二回

正興第一項中一田和三二五題

五年度までを「昭和五十一年度から昭和

卷之三

支那の通商と通航

卷之三

第1回 計算問題

卷之三

をそれぞれ加算した額――を減額した額――

卷之三

年度から昭和五十五年度までの各年

卷之二

では「三説海報」たるに

當該各年歲三之半也。當該下關二屬子。

水經注

三九三九四章《二頃》三攻之。

昭和五十年十一月十一日 衆議院会議録第十三号

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案及び同報告書

所要の財源措置を講ずるものとする。

(1) 臨時地方特例交付金二百二十億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別

会計に繰り入れること。

(2) 一兆千百九十九億八千万円を交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れること。

(3) 給与改定等に伴い、昭和五十年度分の単位費用の特例を設けること。

昭和五十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を償還することに伴い、昭和五十三年度から昭和六十年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とするこ

と。

(4) 地方債に係る特例

昭和五十年度に限り、地方税の減収により、地方財政第五条の地方債を起としても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起

こすことができるものとすること。

二 議案の可決理由  
国税三税の減少に伴う地方交付税交付金の減少額を補てんし、給与改定等の所要財源を地方団体に付与するとともに、地方税の減収に対処するため発行する地方債についての特例を設けようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、本案に対し、日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君外二名から地方財政の窮状に対処するため、臨時特例交付金の交付、昭和五十年度における地方財政計画の策定に当たりたつては、地方交付税率の引上げ、臨時特例交付金の交付等を含め、地方交付税の所要額の確保等一般財源の強化充実に努めること。

一 昭和五十一年度の地方財政対策をたてるに当たっては、地方交付税率の引上げ、臨時特例交付金の交付等を含め、地方交付税の所要額の確保等一般財源の強化充実に努めること。

二 昭和五十一年度の地方財政計画の策定に当たりたつては、引き続き積算内容の改善合理化を図り、決算とのかい離の是正について十分配慮すること。

この修正案については、国会法第五十七條の三の規定に基づき内閣を代表して福田自治大臣から「本修正案については、政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十年度特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金特別会計に、資金運用部資金から借入見込額として一兆千百九十九億八千万円、臨時地方特例交付金及び一時借入金利子財源の一一般会計からの受入見込額として四百二十一億九千四百万円を計上している。

右報告する。

昭和五十年十一月十日

地方行政委員長 大西 正男  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本年度以上に窮屈の予想される明年度以降の厳しい地方財政の状況にかんがみ、特に左の諸点について善処すべきである。

一 昭和五十一年度の地方財政対策をたてるに当たっては、地方交付税率の引上げ、臨時特例交付金の交付等を含め、地方交付税の所要額の確保等一般財源の強化充実に努めること。

二 昭和五十一年度の地方財政計画の策定に当たりたつては、引き続き積算内容の改善合理化を図り、決算とのかい離の是正について十分配慮すること。

三 本案施行に要する経費

昭和五十年度特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金特別会計に、資金運用部資金から借入見込額として一兆千百九十九億八千万円、臨時地方特例交付金及び一時借入金利子財源の一一般会計からの受入見込額として四百二十一億九千四百万円を計上している。

右報告する。

昭和五十年十一月十一日

石油コンビナート等災害防止法案  
内閣総理大臣 三木 武夫

右  
国会に提出する。

措置を講じ新たな超過負担を生じさせることのないようにするとともに、国庫補助負担金制度の改善合理化を図ること。

七 人口急増地域及び過疎地域の市町村に対する財政措置を充実し、住民生活の安定及び住民福祉の充実を図ること。

八 地方公営企業金融公庫を地方団体中央金庫(仮称)に改組し、地方債資金の充実を図る等の方途を講ずること。

第六章 緑地等の設置（第三十三条—第三十七条）

条)

第七章 雜則（第三十八条—第四十八条）

第八章 罰則（第四十九条—第五十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 石油等 石油（消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業

法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定するガス事業及び同条第七項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）をいう。以下同じ。）をいう。

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十二条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第二項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数値をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取

扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除した得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるもの）をいう。

三 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものと

して都道府県知事が指定するものとし、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものと

して政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域

四 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

五 第二種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置している者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第一種事業者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のための施設又は設備（消防法定着して設けられる施設又は設備（消防法、高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）で

あつて、主務省令で定めるものをいう。

(特定事業者の責務)

第三条 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。(国及び地方公共団体の施策)

官報(号外)

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な灾害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 新設等の届出、指示等

(新設の届出等)

第五条 第一種事業所(石油貯蔵所等)を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。)の新設(石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をすることにより第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用設施地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区(以下「各施設地区」という。)の面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあるものの配置

三 敷地面積  
四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処理量を示す書面その他の主務省令で定める書類を提出しなければならない。

2 前条第一項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があった場合について準用する。

(変更の届出等)

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令で定める行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に関する計画について、関

係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聽かなければならない。

(経過措置)  
第六条 一の地域が特別防災区域となつた際にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。)は、当該地域が特別防災区域となつた日から二月以内に、主務省令で定めるところにより、書面で、その

者(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があった場合について準用する。

(新設等の計画に係る指示)

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出(以下「新設等の届出」という。)があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画(以下「新設等の計画」という。)の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分(当該変更に關する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。)について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止(以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。)をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができ

する場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは「当該変更に係る第一種事業所の」と、同条第四項中「新設に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と読み替えるものとする。



## (新設等の確認)

第十一條 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画について第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。)に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

## 2. 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

## (使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

- 一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所(当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。)当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

## 外(号)官報

## 二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所

(当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。)当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

## 三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしてないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主務省令で定める基準(以下この号及び次号において「設置基準」という。)に適合していない

## 第一種事業所 当該第一種事業所に係る第五

条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

## 四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしてないで第五

条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項(当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。)が設置基準に適合しない第一種事業所 当該変更に係る同項

- 第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合するまでの間

## 適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

## (氏名等の変更の届出)

第十三条 第一種事業者(第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。)は、その氏名(法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2. 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあっては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。)に届け出、検査を受けなければならない。

## 2. 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(地位の承継)

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2. 第一種事業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該第一種事業者の地位を承継する。

## (自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2. 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行なう。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス取締法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するためには必要な業務を行なう。

3. 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3. 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならぬ。

## (特定防災施設等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消防用薬剤、油回取船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長に通知するものとする。

（防災管理者等）

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括するものとする。

2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。

4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事

業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者は副防災管理者を選任したときは、特定事業者（同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（防災規程）

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第二項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について準用する。

（共同防災組織）

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防

災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

4 第十七条及び第十八条の規定 一年間

2 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。（措置命令及び使用停止命令）

2 第十六条の規定は、次各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行なうことを命ずることができる。

二 第十五条第一項の規定に違反して、特定防火施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持していない特定事業者 特定防火施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行なわず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。





2 防災計画は、前項の特別防災区域に係る防災

に関し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。

三 防災に関する調査研究に関すること。

四 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関するこ

五 特定事業者間の相互応援に関するこ

六 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関するこ

七 災害の想定に関するこ

八 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関するこ

九 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準に関するこ

十 現地本部の設置及びその業務の実施に関するこ

十一 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他事故による災害に対する応急措置の実施に関するこ

十二 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関するこ

と。

十三 災害時における避難、交通の規制、警戒

区域の設定等に関するこ

十四 災害時における関係機関等以外の地方公

共団体等に対する応援要請に関するこ

十五 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に

関すること。

十六 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関するこ

十七 防災計画を作成し、又は修正したときは、

当該防災計画又は該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(災害対策基本法との関係)

第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イから

ニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第五項、第

四十二条第一項及び第二項、第四十二条第一項及

び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定

に規定する地域又は区域は、特別防災区域(第

二十七条第二項の規定により防災本部を置かな

いこととする都道府県の区域内に所在するもの

を除く。次項において同じ。)を含まないものと

する。

特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の

適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(以下「石油コンビナート等防災計画」という。)」と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(以下「石油コンビナート等防災本部」という。)又は」と、「都道府県防災会議の協議会」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれら」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

(設置計画の作成等)

第三十三条 地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第三

項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝

地帯として緑地その他これに類する政策で定める施設(以下「緑地等」という。)を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係

地方公共団体の長(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第四条第一項の港務局の委員長を含む。)の意見を聴いて、緑地等の設置に関する

計画を作成し、主務大臣の承認を受けるものとする。

(第一種事業者に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用

で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額(以下この条において「負担額」という。)を、

当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事業者となることが確実と認められる者を含む。以下

同じ。)に負担させることができる。

前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」とい

第六章 緑地等の設置

一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期間その他必要な事項を通知しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があったとき、その他の事業者負担金の額を変更する必要が生じたときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

(強制徴収)

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五ペーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収すること

ができる。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、地方公共団体の長は、國税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(特別防災区域の指定)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により國が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

第三十八条 主務大臣は、第二条第一号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするとときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他援助に努めるものとする。

(政令への委任)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により國が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により國が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く)は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

第四十二条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く)は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、地方公共団体の長は、國税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、地方公共団体の長は、國税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(特別防災区域の指定)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により國が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

第三十八条 主務大臣は、第二条第一号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするとときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他援助に努めるものとする。

## (消防法との関係)

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。  
(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。

(手数料)

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認又は第五十条第二項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第四十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

官報号

官

一 第十五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三  
条第一項若しくは第十四条第三項の規定によ  
る届出の受理(要請を受けることを含む)、  
第五条第三項(第六条第二項、第七条第一項、  
第十三条第二項及び第十四条第四項において  
準用する場合を含む。)の規定による送付、第  
五条第四項(第七条第二項において準用する  
場合を含む。)若しくは第三十八条の規定によ  
る意見の聴取、第八条第一項若しくは第二項  
の規定による指示、同条第四項の規定による  
協議、同条第六項の規定による期間の延長、  
同条第七項の規定による決定及び通知、同条  
第八項若しくは第十二条第二項の規定による

## 通知、同条第一項の規定による確認、第十二

条の規定による命令、第三十一条第三項の規  
定により提出される防災計画の受理、第三十  
九条の規定による報告の徵収又は第四十条第  
一項の規定による立入検査若しくは質問に關  
する事項については、通商産業省令

(経過措置の命令への委任)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十八条 この法律の規定により主務大臣の權限に属する事務は、政令で定めるところによ  
り、都道府県知事又は市町村長に委任すること  
ができる。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による虚偽の届出をして第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係  
る事業所であるものに限る。次号において同  
じ。)の新設をした者

二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六  
条第五項又は第十七条第五項の規定による届  
出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第一項の規定に違反して通報し  
なかつた者

四 第三十九条の規定による報告をせず、又は  
虚偽の報告をした者

五 第四十一条第一項の規定による立入り若しく  
は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は  
質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答  
弁をした者

## 三 第十二条の規定による命令に違反した者

四 第二十一条第二項の規定による命令に違反  
した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又  
は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による命令に違反  
した者

四 第二十二条第一項の規定による命令に違反  
した者

五 第二十三条第一項の規定による命令に違反  
した者

## 自治省令

三 第四十一条第二項の規定による通知に關す  
る事項については、通商産業省令

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、  
六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に  
処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又  
は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による命令に違反  
した者

四 第二十二条第一項の規定による命令に違反  
した者

五 第二十三条第一項の規定による命令に違反  
した者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、各本条の罰金刑を科す。

#### 附則

##### (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三十六条第一項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例によること。

##### (消防法の一部改正)

##### 3 消防法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「適合する」を「適合し、かつて、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第十二条の二第四号中「第十二条第二項」を「前条第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四二 第十二条の七第一項の規定に違反したとしたとき。

第十二条の二に次の二号を加える。

七 第十四条の三の一の規定に違反したとされた。

一項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所

の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急措置を講じないと認めるときは、これ

る製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理

し、又は占有する者で、政令で定める数量以

上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない。

第三十二条の六の次に次の二条を加える。

第十二条の七 同一事業所において政令で定められた者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、

三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製

造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に

第四十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の二号を加える。

第四十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の二号を加える。

第四十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
測定単位の算定の基礎	表示単位	千円につき五〇〇〇〇〇 円 銭
前項の規定による改正後の地方交付税法附則第二十一条及び第二十二条の規定は、昭和五十年分の地方交付税から適用する。 (消防施設強化促進法の一部改正)	前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二十一条中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。 3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで	前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二十一条中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。 3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで
6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七条)の一部を次のように改定する。 附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。 3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで	6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七条)の一部を次のように改定する。 附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。 3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで	6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七条)の一部を次のように改定する。 附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。 3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで
7 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第三十条の二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。	7 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第三十条の二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。	7 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第三十条の二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。
8 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第四条中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の二項を加える。 二十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事項	8 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第四条中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の二項を加える。 二十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事項	8 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。 第四条中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の二項を加える。 二十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事項
9 (自治省設置法の一部改正) 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の二号を加える。 三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事務を行うこと。 (通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。 10 (通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。 1 議案の要旨 本案は、石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理するための総合的な施策の推進を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。 (一) 総則に関する事項 1 目的 この法律は、大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われている区域又は大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われるこどとなると認められる区域で政令で指定するもの(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生	9 (自治省設置法の一部改正) 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の二号を加える。 三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事務を行うこと。 (通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。 10 (通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。 1 議案の要旨 本案は、石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理するための総合的な施策の推進を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。 (一) 総則に関する事項 1 目的 この法律は、大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われている区域又は大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われるこどとなると認められる区域で政令で指定するもの(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生	9 (自治省設置法の一部改正) 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の二号を加える。 三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二百一十六号)の施行に関する事務を行うこと。 (通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。 1 議案の要旨 本案は、石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理するための総合的な施策の推進を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。 (一) 総則に関する事項 1 目的 この法律は、大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われている区域又は大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われるこどとなると認められる区域で政令で指定するもの(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生

及び拡大の防止のための総合的な施策の推進を図ることを目的とする。

2 責務等 第一種事業所（石油コンビナート等特別防災区域に所在する一定数量以上の石油等を取り扱う事業所をいう。以下同じ。）を設置する者及び第二種事業所（第一種事業所以外の事業所で一定数量以上の石油等その他の物質を取り扱う事業所をいふ。以下同じ。）を設置する者（以下「特定事業者」という。）の災害の発生及び拡大の防止のための責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の施策について定め

等の計画について1の指示があつた場合には、許可をしてはならない。

3 新設等の計画を届出た第一種事業者は、1の指示がされるまで又は一定の期間が経過するまでは、事業所の新設又は変更をしてはならない。

4 主務大臣は、新設等の計画又は指示に適合していない事業所を設置している者等に対し、当該事業所についてその施設の使用の停止を命ずることができる。

〔三〕 特定事業者に係る災害予防に関する事項

1 特定事業者は、主務省令で定める基準に従つて流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設その他の特定防災施設等を設置しなければならない。

2 特定事業者は、政令で定めるところにより、要員及び資機材を備えた自衛防災組織を設置しなければならない。

3 特定事業者は、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させる。

4 特定事業者は、自衛防災組織の業務の実施についての防災規程を作成しなければならない。

5 一の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、共同して自衛防災組織の業務の一部に代えて、要員及び資機材を備え

た共同防災組織を設置することができるものとする。

6 特定事業者は、共同して、災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成等を業務とする特別防災区域協議会を置くよう努めなければならないものとする。

〔四〕 災害に関する応急措置に関する事項

1 事業所の責任者の異常現象についての消防機関への通報義務を明らかにするとともに、消防機関は、直ちに、これを警察署、海上警備救助機関等の関係機関に通報しなければならないものとする。

2 災害時における自衛防災組織及び共同防災組織の災害防除活動の実施及び市町村長、管区海上保安本部の事務所の長等のこれら組織に対する指示について定める。

〔五〕 防災に関する組織及び計画

1 都道府県に、石油コンビナート等防災本部を置き、石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進、災害時における都道府県、関係地方行政機関、関係市町村、関係公共機関の災害応急対策等の連絡調整等を行わせる。

2 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）は、都道府県知事を本部長とし、関係特定地方行政機関の長、関係市町村の長及び消防機関の長、特定事業者の代表者等を本部員とする。

3 防災本部の指示のもとに、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害応急対策等を実施するため、災害発生時に、現地防災本部を置くことができる。

4 石油コンビナート等特別防災区域の防災に関する総合的な計画を作成する。

〔六〕 緑地等の設置に関する事項

1 地方公共団体の長は、公害防止対策事業として緑地等の設置事業を行うことができると、消防機関は、直ちに、これを警察署、海上警備救助機関等の関係機関に通報しなければならないものとする。

2 緑地等の設置の費用については三分の一を第一種事業者に負担させることができるものに当該事業に係る地方債の元利償還費について地方交付税により措置する。

3 緑地等の設置に要する経費のうち事業者の負担すべき費用を除いた額について国はその二分の一を補助することができる。

4 特定事業者は、この法律の施行に関する事項

1 主務大臣は、石油コンビナート等特別防災区域を指定するときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

2 主務大臣等は、この法律の施行に関する事項

1 特定事業者に対し報告を徴収し、又は立入



## 条第一二十七条)

第一節 國際基金に対する拠出(第二十八)

## 条一第三十一条)

第五章 責任制限手続(第三十一条—第三十九

条)

第六章 雜則(第四十条—第四十四条)

第七章 賞罰(第四十五条—第五十条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶から流出し、又は排出された油によつて油漏損害が生じた場合における船員所有者の責任を明確にし、及び油漏損害の賠償を保障する制度を確立することにより、

被被害者の保護を図り、あわせて船舶による油の海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 責任条約 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

二 國際基金条約 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)をいう。

三 油 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

## 四 船舶 ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

## 五 船舶所有者 船舶法(明治三十一年法律第46号)第五条第一項の規定又は外国の法律の規定により船舶の所有者として登録を受けている者(当該登録を受けていない者(当該登録を受けている者がないときは、船舶を所有する者)をいう。ただし、

外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受

けている会社その他の団体をいう。

六 油漏損害 次に掲げる損害又は費用をい

イ ばら積みの油の輸送の用に供している船舶から流出し、又は排出された油による汚染(貨物又は燃料として積載されていた油による汚染に限る。)により生ずる責任条約の締約国の領域(領海を含む。)内における

七 損害

ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

八 一単位 純分千分の九百の金六十五・五ミリグラムの価値に相当する政令で定める金額をいう。

九 保険者等 この法律で定める油漏損害賠償保険契約において船舶所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者をいう。

十 國際基金 國際基金条約第二条第一項に規定する油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

十一 制限債権 船舶所有者又は保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

十二 受益債務者 当該責任制限手続における制限債権に係る債務者で、責任制限手続開始の申立てをした者以外のものをいう。

十三 油漏損害賠償責任及び責任の制限(油漏損害賠償責任)

第一条 油漏損害が生じたときは、当該油漏損害に係る油が積載されていた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該油漏損害が次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

二 國際基金条約 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)をいう。

三 民事責任に関する国際条約の補足

四 市場の運営に関する国際条約の補足

五 国際税金条約の補足

六 国際通貨条約の補足

七 船舶所有者の損害防止措置費用等 船舶所有者が自発的に前号ロに規定する措置を執る場合におけるその措置に要する費用及びその措置によって当該船舶所有者に生ずる損害を

理のための信号施設の管理の環状により生じたこと。

2 二以上の船舶に積載されていた油により油漏損害が生じた場合において、当該油漏損害がいずれの船舶から流出し、又は排出された油によるものであるかを分別することができないときは、各船舶所有者は、連帶してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該油漏損害が前項各号の一に該当するときは、この限りでない。

3 前二項に規定する船舶所有者は、油漏損害の原因となつた最初の事実が生じた時ににおける船舶所有者とする。

4 第一項本文又は第二項本文の場合において、当該船舶の船舶買借人及び当該船舶の船舶所有者又は船舶買借人の使用する者は、その損害を賠償する責めに任じない。

5 前項の規定は、損害を賠償した船舶所有者の第三者に対する求償権の行使を妨げない。(賠償についてのしんしやく)

6 第四条 被害者の故意又は過失により油漏損害が生じたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんしやくすることができる。

7 第五条 第三条第一項又は第二項の規定により油漏損害の賠償の責めに任ずる船舶所有者(法人である船舶所有者の無限責任社員を含む。以下

同じ。)は、当該油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が自(の)故意又は過失により生じたものであるときは、この限りでない。

2 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する規定によれば、海上航行船舶の所有者は、前項の規定によりその責任を制限することができる債権について、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)以下「責任制限法」という)第三条第一項の規定によりその責任を制限することができる。

#### (責任限度額)

第六条 船舶所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額(以下「責任限度額」という。)は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 一単位の二千倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

#### (船舶のトン数の算定)

第七条 前条第一号の船舶のトン数は、船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号)の規定に従い、純積量の算定に当たり機関室の積量として総積量から控除した積量を純積量に加えた積量をトンで表したものとする。ただし、運輸省令で定める特殊な構造を有する船舶については、

当該船舶が輸送することができる油の質量を運輸省令で定める算定方法に従い換算したものとみなす。

#### (責任の制限の及ぶ範囲)

第八条 船舶所有者の責任の制限は、当該船舶とともに、同一の事故から生じた当該船舶に係る船舶所有者及び保険者等に対するすべての制限債権に及ぶ。

(制限債権者が受ける弁済の割合)

第九条 船舶所有者がその責任を制限した場合に、制限債権者は、その制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

#### (権利の消滅)

第十条 第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する損害賠償請求権は、油濁損害が生じた日から三年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。当該油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた日から六年以内に裁判上の請求がされないときは、同様とする。

(船舶所有者に対する油濁損害賠償請求事件の管轄)

#### (船舶の二億一千万倍)

二 一単位の二億一千万倍

#### (船舶の二千倍)

二 一単位の二千倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

二 一単位の二億一千万倍

#### (外國裁判の効力)

第十二条 責任条約第九条第一項の規定により管轄権を有する外國裁判所が油濁損害の賠償の請求

求の訴えについてした確定判決は、次に掲げる場合を除き、その効力を有する。

一 当該判決が訴訟によって取得された場合の送達を受けず、かつ、自己の主張を陳述するための公平な機会が与えられなかつた場合

#### 2 前項に規定する確定判決についての執行判決

に關しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第

#### 二十九号)第五百五十五条第二項第一号中「第二百

条ノ条件ヲ具備セザルトキ」とあるのは、「油濁

#### スルモノナルトキ」とする。

#### 第三章 油濁損害賠償保障契約

#### (保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有する船舶は、これにつ

てこの法律で定める油濁損害賠償保障契約(以下「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

#### 2 前項に規定する船舶以外の船舶は、これにつ

いて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載し

て、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならぬ。

#### (保険者等に対する損害賠償額の請求等)

#### 3 保障契約は、当該契約において船舶所有者の

損害をてん補するための保険金額又は賠償の義

務の履行が担保されている油濁損害の額が当該

契約に係る船舶ごとに当該船舶所有者の責任限

度額に満たないものであつてはならない。

4 保障契約は、責任条約第七条第五項の規定に適合する場合に限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

5 保障契約は、船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、船舶所有者の惡意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

#### (保障契約)

#### 第十五条 第三条第一項又は第二項の規定による

船舶所有者の損害賠償の責任が発生したとき

は、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の

支払を請求することができる。ただし、船舶所

有者の惡意によつてその損害が生じたときは、

この限りでない。

#### 2 前項本文の場合において、保険者等は、船舶

所有者が被害者に対して主張することができる

抗弁のみをもつて被害者に対抗することができない。

第三条第五項、第五条第一項本文及び第六条から第十条までの規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。

(保険者等に対する油濁損害賠償請求事件の管轄)

第十六条 前条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所に提起することができる。

(保障契約証明書)

第十七条 運輸大臣は、船舶(責任条約の締約国である外国の国籍を有する船舶を除く。)について保険契約を保険者等と締結している者の申請があつたときは、当該船舶について保障契約が締結されていることを証する書面を交付しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、船名、保障契約の種類その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、保障契約の契約書の写し並びに船舶の国籍及び第七条に規定するトン数を記す。

4 第一項に規定する書面(以下「保障契約証明書」という。)の交付を受けた者は、保障契約証明書に係る保障契約が効力を失い、若しくは明書を滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることができる。

5 保障契約証明書の交付又は再交付を申請しようとするとする者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるものほか、保障契約証明書の有効期間、記載事項その他保障契約証明書に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(保障契約証明書の記載事項の変更)

第十八条 保障契約証明書の交付を受けた者は、当該保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、その変更があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、次条の規定により当該保障契約証明書を返納しなければならないときは、この限りでない。

2 前項の届出があつたときは、運輸大臣は、当該届出をした者に対し、新たな保障契約証明書を交付しなければならない。

3 前項の場合において、当該届出をした者は、遅滞なく、第一項の保障契約証明書を運輸大臣に返納しなければならない。

(保障契約証明書の返納)

第十九条 保障契約証明書の交付を受けた者は、保障契約証明書の有効期間が満了し、又は保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失つたとき、は、運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、国際基金に対する補てんの請求は、運輸大臣に規定するものと同様に提出する。

(国際基金に対する補てんの請求)

第二十条 日本国籍を有する船舶は、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

(保障契約証明書の備置き)

第二十一条 船舶所有者又は保険者等は、国際基金に対する補てんの請求は、運輸大臣に規定するものと同様に提出する。

(国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求)

第二十二条 船舶所有者又は保険者等は、国際基金に対する補てんの請求は、運輸大臣に規定するものと同様に提出する。

(国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求)

第二十三条 船舶所有者又は保険者等は、国際基金条約第五条第一項に規定する補てんの請求は、運輸大臣に規定するものと同様に提出する。

(国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求)

第二十四条 第二条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え又は第五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが係属する場合には、国際基金は、当事者として当該訴訟に参加することができる。

(国際基金の訴訟参加)

第二十五条 前条第一項に規定する場合には、当事者は、国際基金にその旨を通告することができる。

2 民事訴訟法第七十七条後段の規定は、前項の場合について適用する。

(国際基金への訴訟係属の通告)

第二十六条 前条第一項に規定する場合には、当事者は、国際基金にその旨を通告することができる。

2 民事訴訟法第七十七条の規定は、前項の場合について適用する。

(国際基金に対する請求訴訟の管轄)

第二十七条 国際基金に対する請求訴訟の管轄は、外國が所有する船舶であつて、これについて保険契約が締結されていないものについては、適用しない。

(第四章 国際基金)

第一節 国際基金に対する請求

(国際基金に対する被害者の補償の請求)

第二十八条 被害者は、国際基金条約で定めるところにより、国際基金に対する補てんを求めるための国際基金に対する訴え

は、第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所(その訴えが船舶所有者の損害防止措置費用等のみについての補償又は補てんを求めるものであるときは、船舶所有者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地を管轄する裁判所)に提起することができる。

2 前項の訴えは、同一の油濁損害に関する、第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え若しくは第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが第一審の裁判所に係属し、又は責任制限事件が係属する場合には、当該裁判所の管轄に専属する。

(外国判決の効力)

第二十一条 第十二条の規定は、国際基金条約第七条第一項又は第三項の規定により管轄権を有する外國裁判所がした確定判決について準用する。

## 第二節 国際基金に対する拠出

(特定油量の報告)

第二十八条 政令で定める原油及び重油であつて本邦内において荷揚げされるもの(以下この節において「特定油」という。)を前年中に船舶から受け取つた者(他人のために特定油を船舶から受け取つた者を除くものとし、その者を受け取らせた者を含む。以下「油受取人」という。)の前年中に船舶から受け取つた特定油(自)のため

に船舶から受け取られた特定油を含む。以下同じ。)の合計量が十五万トンを超えるときは、当該油受取人は、毎年、運輸省令で定めるところにより、その受取量を運輸大臣に報告しなければならない。

2 前年中に、油受取人の事業活動を支配する者があつた場合において、当該油受取人の船舶から受け取った特定油の合計量(当該支配する者が船舶から受け取った特定油があるときは、その合計量にその受取量を加算した量)が十五万トンを超えるときは、当該支配する者は、毎年、運輸省令で定めるところにより、油受取人ごとにその受取量を運輸大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告に係る油受取人については、前項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する油受取人の事業活動を支配する者の範囲は、政令で定める。

(国際基金への資料の送付等)

第二十九条 運輸大臣は、前条第一項又は第二項の報告があつたときは、その内容を通商産業大臣に通知した上、国際基金条約第十五条第二項に規定する事項を記載した書面を作成し、同項の規定により、これを国際基金に送付しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により作成した書面を国際基金に送付したときは、当該書面に記された油受取人に、その者に係る当該書面に記

載された特定油の量を通知しなければならない。

(国際基金に対する拠出)

第三十条 第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受

取人は、国際基金条約第十二条から第十三条までの規定により、国際基金条約第十条の拠出金を国際基金に納付しなければならない。

第五章 責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内において油濁損害が生じたときは、当該油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、本邦内における損害を防止するための第二条第六号ロに規定する措置が本邦外において執られ、かつ、本邦内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項の規定による通告は、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

(責任制限事件の移送)

第三十二条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職權で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は

同一の事故から生じた責任制限法の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

(国際基金の参加)

第三十三条 国際基金は、最高裁判所規則で定めることにより、責任制限手続に参加することができる。

(国際基金への責任制限手続系属の通告等)

第三十四条 責任制限手続が係属するときは、責任制限手続の申立てをした者、受益債務者又は責任制限手続に参加した者は、国際基金に対しこそその旨を通告することができる。

2 前項の規定による通告は、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出して送達しなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

第三十五条 裁判所は、国際基金が責任制限手続に参加し、又は国際基金に対して前条第三項の規定による送達がされた場合において、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときはそれを変更に係る事項を記載した書面を、第三十八条において準用する責任制限法第三十一条第一項、第八十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による公告がされたときはその公告に係る事項を記載した書面を、国際基金に対して送達しなければならない。この場合においては、責任制限法第十五条の規定を準用する。

## 官報号外

(自発的に損害防止措置を執った場合における

船舶所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 船舶所有者は、自発的に第二条第六

号ロに規定する措置を執ったときは、船舶所有

者の損害防止措置費用等について制限債権を有

するものとみなし、これをもつて責任制限手続

に参加することができる。

2 責任制限法第四十七条第五項、第五十条(責

任制限法第五十一条第二項において準用する場

合を含む。)及び第五十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(訴訟手続の中止)

第三十七条 次条において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、国際基金が当該訴訟に参加し又は当該訴訟に関し第二十五条第一項の通告を受けている場合にあつては原告の申立てにより又は職権で、その他の場合にあつては原告訴立により、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 前項に規定する届出又は前条第一項において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定による届出がされた場合において、当該債権に関する補償を求めるための国際基金に対する訴えが係属するときは、裁判所は、職権で、その訴訟手続の

中止を命ずることができる。

3 第一項の場合において原告の申立てにより訴

訟手続の中止が命ぜられたときは、裁判所は、原

告の申立てにより、当該訴訟手続の中止の決

定を取り消すことができる。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定による責任制限手続について、責任制限法第三章(第九条、第十

条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十

四条を除く。)の規定を準用する。この場合にお

いて、責任制限法第十三条、第十四条第一項、

第十五条、第三十三条及び第四十条第一項中

「この法律」とあるのは「油濁損害賠償保障法第

三十八条において準用するこの法律」と、責任

制限法第十七条第一項中「船舶所有者等又は船

長等」とあるのは「船舶所有者(法人である船舶

所有者の無限責任社員を含む。又は保険者等」

と、責任制限法第十九条第二項中「第二条第七

号」とあるのは「油濁損害賠償保障法第一条第八

号」と、責任制限法第四十七条第一項中「制限債

権利又は不履行による損害賠償若しくは違

約金の請求権については、制限債権の調査期日

の開始の日までに生じたものに限る。以下この

章において同じ。)とあるのは「制限債権」と、

責任制限法第五十七条中並びに制限債権であ

るときは、その内容及び人の損害に関する債権

と物の損害に関する債権との別」とあるのは「及

び制限債権であるときは、その内容」と、責任

制限法第六十条中「内容並びに人の損害に関す

る債権と物の損害に関する債権との別」とある

のは「内容」と、責任制限法第六十一条第二項中

「内容及び人の損害に関する債権と物の損害に

関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任

制限法第六十六条第一項中「手続外訴訟」とある

のは「債権者及び申立人又は受益債務者間の訴

訟(以下「手続外訴訟」という。)」と、責任制限法

第七十条第二項中「事項を人の損害に関する債

権と物の損害に関する債権との別に従つて」と

あるのは「事項を」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任

制限手続に必要な事項は、最高裁判所規則

で定める。

## 第六章 雜則

(船舶先取特権)

第四十条 制限債権者は、その制限債権につき、

事故に係る船舶、その属具及び受領していない

運送貨の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法(明治三十二年法律

第四十九号)第八百四十二条第八号の先取特権

に次ぐ。

2 責任制限法第三十四条から第三十六条までの

規定は、前項の場合について準用する。

(保険契約証明書の提示)

第四十二条 運輸大臣は、第一条の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、その職員

に、保障契約証明書又は第二十条第二項に規定

する書面を船舶において管理する者に交付し、そ

の書面の提示を求めさせることができる。

2 前項の規定により提示を求める職員は、その

身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示

しなければならない。

(適用除外)

第四十三条 この法律の規定は、公用に供する船

統開始の決定があつた場合において、その決定

を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が

確定したときは、前項において準用する商法第

八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一

項の先取特権は、その確定後一年を経過した時

に消滅する。

(締約国における基金の形成の効果)

第四十四条 責任条約の締約国である外国におい

て責任条約第五条の規定により基金が形成され

た場合には、当該基金から支払を受ける

ことができる制限債権については、その制限債

権者は、当該基金以外の船舶所有者又は保険者

等の財産に対してその権利を行使することができ

ない。

2 責任制限法第三十四条から第三十六条までの

規定は、前項の場合について準用する。

(保険契約証明書の提示)

第四十二条 運輸大臣は、第一条の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、その職員

に、保障契約証明書又は第二十条第二項に規定

する書面を船舶において管理する者に交付し、そ

の書面の提示を求めさせることができる。

2 前項の規定により提示を求める職員は、その

身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示

しなければならない。

(適用除外)

第四十三条 この法律の規定は、公用に供する船

船舶については、適用しない。

(権限の委任)

第四十四条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。

第七章 罰則

第四十五条 第三十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第

四十三条第一項の規定により選任された管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反した者  
二 第十三条第二項の規定の違反となるような行為をした者

三 偽りその他不正の手段により、保障契約証明書の交付又は再交付を受けた者

四 第三十八条において準用する責任制限法第

四十一条第一項の規定による報告又は書類の提

出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者

四十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反した者

二 第二十条第一項の規定に違反した者

三 第二十条第二項の規定の違反となるような行為をした者

四 第二十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十二条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の罰金刑を科する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第三項の規定に違反した者

三 第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第三項の規定に違反した者

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、責任条約が日本国についてを求めるための国際基金に対する訴えは、国際基金条約発効日から起算して二百四十日を経過する日までは提起することができない。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

第一節及び第三十三条から第二十五条までの規

定は国際基金条約が日本国について効力を生ずる日又は国際基金条約第四十条第一項の規定により国際基金条約が効力を生ずる日(以下「国際基金条約発効日」という。)から起算して百二十日を経過した日のうちいざれか遅い日から、第二十八条、第四十八条第四号及び第四十九条の規定は国公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二十九条及び第三十条の規定は国際基金条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

二十九条、第四十八条第四号及び第四十九条の規定は国公布の日から起算して一百二十日を経過した日のうちいざれか遅い日から、第二十九条及び第三十条の規定は国際基金条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

二十九条第一項第四号中「又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)第九十五条第一項」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)第九十五条第一項」に改める。

三十一条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十三第一項第四号中「又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)第九十五条第一項」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)第九十五条第一項」に改める。

第十五条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づく油漏損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項口中又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)を、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第号)又は油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第号)による。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の

一、語義正)

卷之三

第十條中「管轄裁判所又は二社」「管轄裁判所、

に改め、「地方裁判所」の下に「又は同一の事故

かに生じた済済投票權行使法(田村三一著)

卷之三

第四十八條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び

受益債務者以外に全部の履行をする義務を負

う者がある場合において、その者のためには獨損害賠償保障法の規定により責任制限手続

(油濁損害賠償保障法の一部改正)  
第八条 油濁損害賠償保障法の一部を次のように改正する。  
第三十八条第一項中「制限債権」との下に「責任制  
限法第四十八条第二項中「油濁損害賠償保障法」  
とあるのは「この法律」と、「同法」とあるのは  
「油濁損害賠償保障法」とを加える。  
(運輸省設置法の一部改正)  
第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五  
十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十五号の四の次に次の二号を加  
える。  
十五の四の二 油濁損害賠償保障契約に関する  
る証明を行うこと。  
第二十三条第一項第七号の次に次の二号を加  
える。  
七の二 油濁損害賠償保障契約及び油による  
汚染損害の補償のための国際基金に関する  
こと。  
第四十条第一項中第四号の七を第四号の八と  
し、第四号の二から第四号の六までを一号ずつ  
繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。  
四の一 油濁損害賠償保障契約に関する事

が開始されたときにおける同法第一条第六号に規定する油濁損害に基づく債権(制限債権)に該当するものに限る。(ただし準用する。(油濁損害賠償保障法の一部改正)

油による汚染損害についての民事責任に関する  
国際条約及び油による汚染損害の補償のための国  
際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年  
の油による汚染損害についての民事責任に関する  
国際条約の補足)の実施に伴い、油漏損害に関する  
船舶所有者の責任及び油漏損害の賠償の保障に  
ついて必要な事項を定めた法律を制定する必要があ  
る。これが、この法律案を提出する理由である。

る船舶所有者の責任を明確にし、及び油濁損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて船舶による油の海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(二) 油濁損害賠償責任  
ばら積みの油の輸送の用に供している船舶から流出し、又は排出された油により油濁損害が生じたときは、当該船舶の登録所有者は、その損害を賠償する責めに任ずることは、本件は、その負担は成り立つべきである。

### (三) 油濁損害賠償責任の制限及び責任限度額

船舶所有者は、自己に故意又は過失がある場合を除き、由蜀賃客ニ基づく賃金につ

て、船舶のトン数に二千金フラン（約四万八千円）を乗じた金額又は二億一千万元金フラン（約五十億円）のうち、いざれか少ない金額にてその責任を制限することができる。

(四) 油濁損害賠償保障契約

本案は、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(以下「責任条約」という。)及び「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」(一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)(以下「国際基金条約」という。)の内容に沿つた国内法を整備するため、油漏損害に関する船舶所有者の責任及び油漏損害の賠償の保障について必要な事項を定めよとするもので、その主な内容は次のとおりである。

（一）目的

この法律は、船舶から流出し、又は排出された油によって油漏損害が生じた場合におい

責任限度額に相当する金額を満たす責任保険その他油濁損害の賠償責任の履行を担保するための契約（以下「保障契約」といふ。）が締結されていなければ、日本船舶は二千トンを超える油の輸送の用に供し、これは二千トンを超える油を積載した外国船舶

